

令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る支援策

< 県および国の主な支援策 >

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

< 県および国の主な支援策 >

給付（支援金）

国	・ 事業復活支援金	..	1
県	・ 飲食・宿泊・サービス業等支援金 （第Ⅳ期）	..	2

補助（補助金、助成金など）

県	・ デジタル化補助金	..	3
	○ 販促ツール作成支援補助金		
	○ システムカイゼン促進支援補助金		
	○ ものづくり生産力高度化補助金	..	4
県	・ e コマースの強化	..	4
県	・ キャッシュレス決済普及	..	5
	○ わかやま飲食店応援キャンペーン		

国	・ 中小企業生産性革命推進事業	..	6
	○ ものづくり補助金		
	○ 小規模事業者持続化補助金		
	○ IT導入補助金	..	7
国	・ 事業再構築補助金	..	8

その他（相談支援など）

県	・ 和歌山県事業再構築等支援総合相談窓口	..	9
国	・ 価格転嫁円滑化に向けた各種相談窓口	..	10

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

＜県および国の主な支援策＞

融資

県	・ 中小企業融資制度	..	11
県	・ 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金(農業者向け)	..	12
国	・ 政府系金融機関による融資制度		
	○ 日本政策金融公庫	..	13
	○ 日本政策金融公庫 (農林漁業者向け含む)	..	14
	○ 商工中金	..	15

雇用対策

県	・ 離職者の再就職支援	..	16
国	・ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金	..	17
国	・ 産業雇用安定助成金	..	18
国	・ 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	..	19
国	・ 両立支援等対応助成金	..	20
	○ 介護離職防止支援コース		
	○ 母性健康管理措置による休暇取得支援コース		
国	・ 小学校休業等対応助成金	..	21

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

＜県および国の主な支援策＞

個人向け支援策

国	・ 住居確保給付金	..	22
国	・ 生活福祉資金の特例貸付	..	22
国	・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	..	23
国	・ 高等職業訓練促進給付金	..	24
国	・ ひとり親家庭住宅支援資金貸付	..	25

国	・ 妊婦への分娩前ウイルス検査	..	26
国	・ 生活保護	..	27
国	・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	..	28
国	・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	..	29

給付(支援金)

事業復活支援金 (国制度)

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

対象者	<p>以下の①と②をいずれも満たす中堅・中小法人、個人事業主等 <small>(※給付対象の詳細については申請要領をご覧ください。)</small></p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けていること</p> <p>② ①の影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月※1の売上が基準期間※2の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること</p> <p><small>※1 対象月とは、2021年11月～2022年3月のいずれかの月のうち、基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月で、申請に用いる月</small></p> <p><small>※2 基準期間とは、「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間のうち、対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間</small></p>																					
給付額	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">上限額</th><th rowspan="2">売上減少率</th><th rowspan="2">個人</th><th colspan="3">法人</th></tr><tr><th>年間売上高※3 1億円以下</th><th>年間売上高※3 1億円超～5億円</th><th>年間売上高※3 5億円超</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>▲50%以上</td><td>50万円</td><td>100万円</td><td>150万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td></td><td>▲30%以上50%未満</td><td>30万円</td><td>60万円</td><td>90万円</td><td>150万円</td></tr></tbody></table> <p>算出額 給付額 = (基準期間※2の売上高) - (対象月※1の売上高) × 5</p> <p><small>※3 基準月(2018年11月～2021年3月の間で、対象月を判断するため売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高</small></p>	上限額	売上減少率	個人	法人			年間売上高※3 1億円以下	年間売上高※3 1億円超～5億円	年間売上高※3 5億円超		▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円		▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円
上限額	売上減少率				個人	法人																
		年間売上高※3 1億円以下	年間売上高※3 1億円超～5億円	年間売上高※3 5億円超																		
	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円																	
	▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円																	
申請期間	令和4年1月31日(月)～5月31日(火)																					
申請方法	登録確認機関による事前確認の後、申請用のWEBページから申請																					
相談窓口	事業復活支援金事務局 ※受付時間 8:30～19:00 (土日、祝日を含む全日対応) 申請者専用：0120-789-140 (IP電話から 03-6834-7593 通話料がかかります) 登録確認機関専用：0120-886-140 (IP電話から 03-4335-7475 通話料がかかります)																					

飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅳ期）（県制度）

新型コロナウイルスの感染拡大により売上が減少している和歌山県内の**飲食業、宿泊業、サービス業及び製造業（地場産業・食料品等）**をはじめとする幅広い業種に対し、事業継続を下支えするため、**県独自の支援金を支給**

対象者	令和4年1月、2月又は3月のいずれかの売上高が平成31年、令和2年又は令和3年同月に比して 30%以上減少 した事業者 <small>（※給付対象の詳細については申請要領をご覧ください。）</small>																					
支援金額	<p>従業員規模に応じ、15万円から200万円</p> <table border="1" data-bbox="392 534 1982 1061"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 534 996 646">常時使用する従業員の数</th> <th data-bbox="996 534 1489 646">売上減少率 30%以上50%未満</th> <th data-bbox="1489 534 1982 646">売上減少率 50%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 646 996 718">5人以下</td> <td data-bbox="996 646 1489 718">15万円</td> <td data-bbox="1489 646 1982 718">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 718 996 790">6人以上 20人以下</td> <td data-bbox="996 718 1489 790">30万円</td> <td data-bbox="1489 718 1982 790">60万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 790 996 861">21人以上 50人以下</td> <td data-bbox="996 790 1489 861">45万円</td> <td data-bbox="1489 790 1982 861">90万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 861 996 933">51人以上 100人以下</td> <td data-bbox="996 861 1489 933">60万円</td> <td data-bbox="1489 861 1982 933">120万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 933 996 1005">101人以上 300人以下</td> <td data-bbox="996 933 1489 1005">80万円</td> <td data-bbox="1489 933 1982 1005">160万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1005 996 1061">301人以上</td> <td data-bbox="996 1005 1489 1061">100万円</td> <td data-bbox="1489 1005 1982 1061">200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第Ⅳ期より、売上減少率が高い事業者への支援金額を増額しております。</p> <p>※和歌山県営業時間短縮要請協力金（第3期）の支給対象となる事業者は原則、本支援金の支給対象外になります。</p>	常時使用する従業員の数	売上減少率 30%以上50%未満	売上減少率 50%以上	5人以下	15万円	30万円	6人以上 20人以下	30万円	60万円	21人以上 50人以下	45万円	90万円	51人以上 100人以下	60万円	120万円	101人以上 300人以下	80万円	160万円	301人以上	100万円	200万円
常時使用する従業員の数	売上減少率 30%以上50%未満	売上減少率 50%以上																				
5人以下	15万円	30万円																				
6人以上 20人以下	30万円	60万円																				
21人以上 50人以下	45万円	90万円																				
51人以上 100人以下	60万円	120万円																				
101人以上 300人以下	80万円	160万円																				
301人以上	100万円	200万円																				
申請期間	令和4年4月18日（月）から令和4年5月31日（火）まで <small>※上記期間を超過した申請は一切認められませんので、速やかに申請してください。</small>																					
申請方法	郵送での申請又はWeb上での申請																					
相談ダイヤル	飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅳ期）事務局 相談窓口 0120-730-500 ※9時00分～17時00分（土日祝除く）																					

補助（補助金、助成金）

デジタル化補助金（県制度）

県内製造事業者のデジタル化を推進するために、販促ツールや基幹業務システム等に対する投資を促すための下記の補助金を導入

販促ツール作成支援補助金

県内中小企業者が実施するインターネットを活用した販促活動に対応するための販売促進ツールの導入を支援

補助上限・補助率	50万円・1/2以内	公募時期	令和4年4月1日～11月8日
補助対象経費	ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費、ウェブサイト等を効果的に活用するための経費（外注費、広報費等） 条件 県内登録IT事業者の活用が必須		
受付窓口	(公財)わかやま産業振興財団（073-432-5122）		

※上記公募期間内で5回の審査を実施予定。期間内であっても、予算上限に達した時点で公募終了。

システムカイゼン促進支援補助金

県内中小企業者の生産性向上や経営管理体制強化を図るためのシステム等の導入を支援

補助上限・補助率	500万円・1/2以内	公募時期	令和4年4月1日～5月31日
補助対象経費	システムの購入、構築、借用その他の導入に要する経費及びシステムと同時に導入する必要のある機器又は備品の購入に要する経費(ソフトウェア・システム導入費、外注費等)		
受付窓口	(公財)わかやま産業振興財団（073-432-5122）		

※令和4年6月末～8月下旬で第2回公募を実施予定。第1回で予算上限に達した場合は追加公募なし。

ものづくり生産力高度化補助金

県内製造事業者がデジタル技術等を駆使してビジネスモデルを変革するために行う大規模な投資を支援

補助上限・補助率	2,000万円・1/3以内	公募時期	令和4年4月18日～6月10日17時まで
補助対象経費	①経営力向上に資する設備：機械装置、工具、器具部品、建物附属設備、ソフトウェア ※工業会等による証明書の取得ができるもの ②ITツール：次の目的に資するソフトウェア等 (サプライチェーン毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換 等) ※国のIT補助金事務局に登録されたソフトウェア等の導入費用		
受付窓口	産業技術政策課 (073-441-2355)		

eコマースの強化 (県制度)

(農林漁業者向け)

◆ 県内農林漁業者等のeコマースを推進するため、Webサイト立ち上げ等を支援

和歌山県農林水産品販売促進ツール作成支援補助金

eコマースによる販売を行う農林漁業者等のWebサイト制作、Webマーケティングに必要なコンテンツ制作等、県産品の販売力を強化する取組を支援

対象者	農林漁業者等		
補助上限・補助率	50万円・1/2	公募時期	令和4年4月1日～7月29日(先着順)
補助対象経費	ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費、ウェブサイト等を効果的に活用するための経費 (外注費、広報費 等) 条件 県内登録IT事業者の活用が必須		
受付窓口	食品流通課 (073-441-2814)		

キャッシュレス決済普及（県制度）

わかやま飲食店応援キャンペーン

<県相談窓口> 商工振興課（073-441-2740）

新型コロナウイルス感染症の影響により苦境にある県内飲食業における消費を喚起するとともに、ウィズコロナ時代に推奨される非接触のキャッシュレス決済の普及促進を図るため、県内飲食店でのキャッシュレス決済額の一部をポイントとして利用者に付与。

キャンペーン期間	令和4年6月1日（水）～令和4年7月18日（月）（予定※） ※感染状況や予算の執行状況等により、キャンペーン期間を変更する場合があります。					
対象のキャッシュレス（QRコード・バーコード）決済と導入完了期日	対象QRコード決済		au PAY	d払い	楽天ペイ	PayPay
	導入完了期日	6月1日（水）から参加の場合	5月15日（日）	5月6日（金）	5月15日（日）	5月8日（日）
		6月17日（金）から参加の場合	5月29日（日）	5月29日（日）	5月31日（火）	5月31日（火）
		7月1日（金）から参加の場合	6月12日（日）	6月17日（金）	6月15日（水）	6月15日（水）
新型コロナウイルス感染症予防対策認証を受ける期日	6月1日（水）から参加の場合 : 5月13日（金） 6月17日（金）から参加の場合 : 6月1日（水） 7月1日（金）から参加の場合 : 6月16日（木）					
ポイントの付与率・付与上限	・付与率 決済金額の最大20%相当 ・付与上限（1対象QRコード等につき） 【決済1回当たり】2,000円相当 【期間中】5,000円相当					
対象店舗	以下の全ての項目を満たした店舗 ①県内で飲食店営業許可を取得し、営業していること。 ②対象のキャッシュレス決済を導入していること。 ③県の新型コロナウイルス感染症予防対策認証（飲食店又はカラオケボックスに限る。）を受けていること。 ※コンビニエンスストア、テイクアウト専門店、デリバリー専門店、移動販売事業者、性風俗関連特殊営業を除く。					
お問合せ先	（本キャンペーンに関すること） 「わかやま飲食店応援キャンペーン事務局」 TEL：0120-880-537（土日祝含む。） 【キャンペーン期間外】10：00～18：00 【キャンペーン期間中】10：00～22：00 公式サイト： https://www.wakayama-cashless.jp/ ※新型コロナウイルス感染症予防対策認証については、県危機管理局（073-441-2271）へお問い合わせください。					

中小企業生産性革命推進事業（国制度）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

<県相談窓口>
産業技術政策課
(073-441-2355)

中小企業等が、**新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援**

補助上限・補助率	<一般型> [通常枠]1,000万円・1/2（小規模2/3） [低感染リスク型ビジネス枠特別枠] 1,000万円・2/3 <グローバル展開型> 3,000万円・1/2（小規模2/3）
窓口	全国中小企業団体中央会
申請期間	<一般型> <グローバル展開型> 第10次受付締切：今後改めて案内あり
申請方法	Web（Jグランツ）上での申請のみ

小規模事業者持続化補助金<一般型>

<県相談窓口> 商工振興課（073-441-2742）

小規模事業者等が**経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組**を支援

補助上限・補助率	<通常枠> 50万・2/3 <インボイス枠> 100万・2/3 <賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠> 200万・2/3 ※賃金引上げ枠の内赤字事業者は3/4
窓口	【商工会地域】 和歌山県商工会連合会 【商工会議所地域】商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局
申請期間	第8回受付締切：令和4年6月3日(金)（事業支援計画書発行の受付締切：令和4年5月27日(金)） 第9回受付締切：令和4年9月中旬（事業支援計画書発行の受付締切：令和4年9月上旬） 第10回受付締切：令和4年12月上旬（事業支援計画書発行の受付締切：令和4年12月上旬） 第11回受付締切：令和5年2月下旬（事業支援計画書発行の受付締切：令和5年2月中旬）
申請方法	郵送又はWeb（Jグランツ）上での申請

中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援

<p>補助額・補助率</p>	<p><通常枠（A類型）> 30万円～150万円未満・1/2</p> <p><通常枠（B類型）> 150万円～450万円・1/2</p> <p><デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）> 会計・受発注・決済・ECソフト：①5万円～50万円・3/4 + ②50万円超～350万円・2/3 PC・タブレット等：上限10万円・1/2 レジ・券売機等：上限20万円・1/2</p> <p><デジタル基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）> (1)デジタル化基盤導入類型の対象経費：上記同様 (2)(1)以外の消費動向等分析経費：50万円×参画事業者数（(1)+(2)で上限3,000万円）・2/3 (3)事務費・専門家費：上限200万円・2/3</p>
<p>窓口</p>	<p>一般社団法人サービスデザイン推進協議会</p>
<p>申請期間</p>	<p><通常枠（A・B類型）> 1次締切分：令和4年5月16日(月)17:00 2次締切分：令和4年6月13日(月)17:00</p> <p><デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）> 2次締切分：令和4年5月16日(月)17:00 3次締切分：令和4年5月30日(月)17:00 4次締切分：令和4年6月13日(月)17:00</p> <p><デジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）> 1次締切分：令和4年6月10日(金)17:00 2次締切分：令和4年8月19日(金)17:00 3次締切分：令和4年10月31日(月)17:00</p>
<p>申請方法</p>	<p>Web（Jグランツ）上での申請のみ</p>

事業再構築補助金(国制度)

＜県相談窓口：商工観光労働総務課（073-441-2725）＞

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援

<p>対象</p>	<p>下記①、②の両方を満たすこと。（※詳細な要件等は申請要領等をご覧ください。）</p> <p>① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。 ※売上高に代えて付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。</p> <p>② 経済産業省が示す「事業再構築指針（https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html）」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。</p>																								
<p>補助金額・補助率等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請類型</th> <th>補助上限額(※1)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低賃金枠</td> <td>最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援</td> <td rowspan="2">500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)</td> <td rowspan="2">中小3/4 中堅2/3</td> </tr> <tr> <td>回復・再生応援枠</td> <td>引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援</td> </tr> <tr> <td>通常枠</td> <td></td> <td>2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円(※2)</td> <td>中小2/3 中堅1/2 (※3)</td> </tr> <tr> <td>大規模賃金引上げ枠</td> <td>多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援</td> <td>1億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーン成長枠</td> <td>研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援</td> <td>中小1億円、中堅1.5億円</td> <td>中小1/2 中堅1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる (※3) 6,000万円超は1/2 (中小)、4,000万円超は1/3 (中堅)</p> <p style="text-align: right;">※詳しくは、公募要領をご参照ください。</p>			申請類型		補助上限額(※1)	補助率	最低賃金枠	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4 中堅2/3	回復・再生応援枠	引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援	通常枠		2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3 中堅1/2 (※3)	大規模賃金引上げ枠	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援	1億円		グリーン成長枠	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3
申請類型		補助上限額(※1)	補助率																						
最低賃金枠	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4 中堅2/3																						
回復・再生応援枠	引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援																								
通常枠		2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3 中堅1/2 (※3)																						
大規模賃金引上げ枠	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援	1億円																							
グリーン成長枠	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3																						
<p>公募期間</p>	<p>第6次公募：令和4年3月28日(月)～令和4年6月30日(木)18：00まで</p>																								
<p>申請方法</p>	<p>Web上での申請 ※申請受付開始は5月下旬～6月上旬予定</p>																								
<p>相談窓口</p>	<p>事業再構築補助金コールセンター</p> <p>○制度全般：＜ナビダイヤル＞0570-012-088、＜IP電話用＞03-4216-4080 ※受付時間 9:00～18:00 (日・祝日は除く)</p> <p>○電子申請の操作方法：050-8881-6942 ※受付時間 9:00～18:00 (土・日・祝日は除く)</p>																								

その他（相談支援）

和歌山県事業再構築等支援総合相談窓口（県制度）

<県相談窓口>

商工観光労働総務課（073-441-2725）

公益財団法人わかやま産業振興財団において、県内事業者からの事業再構築の相談に総合的に対応する総合相談窓口を開設。事業再構築支援に係るコーディネーターを配置し、中小企業庁が実施する「事業再構築補助金」の申請を支援するなど、県内事業者の思い切った事業再構築をサポートします。

開設期間	令和4年4月1日～令和5年3月末予定			
開設 場所等	名称	場所	日時 <small>土日祝日・年末年始を除く。</small>	電話番号
	本部	フォルテワジマ南館4階 (和歌山市駿河町16番地)	平日 10時～17時	073-499-8860
	田辺サテライト	田辺商工会議所内 2階 第2会議室 (田辺市新屋敷町1)	火・水・木 10時～16時	0739-25-7010
	新宮サテライト	新宮商工会議所内 1階 相談室 (新宮市井の沢3-8)	月・木 10時～16時	0735-23-2200
相談方法	原則、各窓口での対面（オンライン可）となり、 事前予約制 ※ 事前予約は、電話、Eメール、ホームページで受付 電話 ▶ 073-499-8860 Eメール ▶ saikochiku@yarukiouendan.jp ホームページ ▶ https://yarukiouendan.or.jp/business/saikouchiku/			

価格転嫁円滑化に向けた各種相談窓口（国制度）

<担当課> 商工観光労働総務課（073-441-2725）

✓ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口【公正取引委員会】

公正取引委員会において、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、取引先から不当なしわ寄せを受けるおそれのある中小事業者等から下請法に関する相談を受け付けています。※ 公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

名称	電話番号	受付時間
不当なしわ寄せに関する下請相談窓口	0120-060-110	10:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

✓ 下請かけこみ寺【経済産業省 中小企業庁】

下請取引の適正化を推進することを目的として国が設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引上の悩みの相談に対し、企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員等が無料で相談に応じています。

名称	電話番号	受付時間
下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル ※お近くの下請かけこみ寺に直接つながります。	0120-418-618	9:00～12:00/13:00～17:00 （土日祝日・年末年始を除く。）

※ 下請かけこみ寺では、「中小企業の方からの原材料・エネルギーコスト増に関する相談」も受け付けており、相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱われますので、安心してご相談ください。紛争の相手先への連絡もなされません。

✓ ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口【経済産業省 中小企業庁】 ※和歌山県抜粋

中小企業庁において既に設置していた「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に拡充し、困難な状況に直面している中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を以下機関にて受け付けています。

機関名	連絡先	機関名	連絡先
● 日本政策金融公庫 和歌山支店 中小企業事業	073-431-9301	● 新宮商工会議所	0735-22-5144
● 日本政策金融公庫 和歌山支店 国民生活事業	0570-071039	● 御坊商工会議所	0738-22-1008
● 日本政策金融公庫 田辺支店 国民生活事業	0570-071826	● 橋本商工会議所	0736-32-0004
● 商工中金 和歌山支店	073-432-1281	● 紀州有田商工会議所	0737-83-4777
● 和歌山県信用保証協会	073-423-2255	● 和歌山県商工会連合会	073-432-4661
● 和歌山商工会議所	073-422-1111	● 和歌山県中小企業団体中央会	073-431-0852
● 海南商工会議所	073-482-4363	● 和歌山県よろず支援拠点	073-433-3100
● 田辺商工会議所	0739-22-5064		

県の中小企業融資制度（県制度）

<担当課> 商工振興課（073-441-2744）

◆県内事業者の資金繰りを十分に支援するため、当初融資枠として900億円を確保

◆経営支援資金（伴走支援枠）

金融機関の伴走支援を受けながら、経営改善に取り組む事業者に対して保証料を大幅に軽減

対象者	以下の要件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者で①又は②に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた方（ただし、5号については売上高等減少率が15%以上又は前年同月の売上高がコロナ前における直近の決算の平均売上高と比して15%以上減少している方に限る。） ②最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少又は最近1か月間の売上高が前年同月比で5%以上減少かつ前年同月の売上高がコロナ前における直近の決算の月平均売上高等に比して15%以上減少している方 経営行動に係る計画を策定した方 （ただし、計画は原則3～5事業年度の計画期間とし、経営に係る現況、課題及び課題を克服するための取組事項を含む必要有り。）
限度額	6,000万円
融資利率	1.20%以内
保証料率	①の場合 国の補助により 0.2% ②の場合 国の補助により 0.2～1.15% （※ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料率は国の補助対象外）
融資期間	10年以内（据置5年以内）
受付期間	令和5年3月31日まで
受付窓口	県内の民間金融機関（県相談窓口：商工振興課 073-441-2744）

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持安定が困難となった農業者 （日本政策金融公庫の借入対象者※に当てはまらない農業者も対象） ※認定農業者、主業農業者（農業所得が総所得の過半又は粗収益が200万円以上）等
限度額	500万円
資金使途	農業経営の維持安定に必要な資金(運転資金)
融資期間	7年以内(うち据置期間1年以内)
利率	無利子(貸付当初5年間)
保証料	和歌山県信用農業協同組合連合会が全額負担
貸付期間	令和4年6月30日貸付分まで
受付窓口	県内各JAで受付中

◆日本政策金融公庫による3年間実質無利子・無担保の融資

1 新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高▲5%以上減少した事業者 かつ 中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる事業者
限度額	（小規模）8,000万円（中小）6億円
融資期間	設備20年以内、運転20年以内（いずれも据置5年以内）
要件	<p>～以下の要件を満たせば、（小規模）6,000万円、（中小）3億円上限で、3年間利子補給あり（実質無利子化）～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小規模事業者【個人】売上高にかかわらず対象 【法人】売上高▲15%以上 ■中小企業者【個人・法人】売上高▲20%以上

2 新型コロナウイルス対策マル経融資（マル経融資の別枠）

対象者	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高▲5%以上減少した事業者
限度額	1,000万円（一般のマル経融資（限度額2,000万円とは別枠）） ～一部の対象者は、3年間の利子補給あり（実質無利子化）～
融資期間	設備10年以内（据置4年以内）、運転10年以内（据置3年以内）
その他	※その他新型コロナウイルス感染症関連（経営環境変化対応資金、マル経融資等）の有利子融資あり

<相談窓口：日本政策金融公庫>

（和歌山支店 国民生活事業（小規模）073-422-3151 中小企業事業 073-431-9301）
（田辺支店 国民生活事業（小規模）0739-22-6120）

◆日本政策金融公庫による融資

農林漁業セーフティネット資金

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難となった主業農林漁業者(※)等 (※)主業農林漁業者とは、農林漁業所得が総所得の過半(法人の場合は総売上高の過半)又は粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)の者
限度額	1,200万円
資金使途	運転資金
融資期間	15年以内(据置3年以内)
利率	0.18%(融資期間5年以下)、0.20%(5年超6年以下)、0.21%(6年超7年以下)、0.24%(7年超8年以下)、0.35%(8年超12年以下)、0.45%(12年超15年以下)（令和4年4月18日現在） ただし、農業・水産業は、貸付当初5年間、林業は、貸付当初10年間は実質無利子

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難となった認定農業者(※) (※)認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者
限度額	(個人) 3億円 (法人)10億円
資金使途	設備・運転資金
融資期間	25年以内（据置10年以内）
利率	0.18%(融資期間5年以下)、0.20%(5年超6年以下)、0.21%(6年超7年以下)、0.24%(7年超8年以下)、0.35%(8年超12年以下)、0.45%(12年超15年以下)、0.50%(15年超25年以下) （令和4年4月18日現在） ただし、貸付当初5年間は実質無利子

※上記2資金の受付窓口：日本政策金融公庫 和歌山支店農林水産事業（073-423-0644）で現在受付中

◆ **商工中金による3年間実質無利子・無担保の融資**

新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高▲5%以上減少した事業者 かつ 中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる事業者
限度額	6億円
融資期間	設備20年以内、運転20年以内（いずれ据置5年以内）
要件	<p>～以下の要件を満たせば、3億円上限で3年間の利子補給あり（実質無利子化）～</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 小規模事業者：【個人】売上高にかかわらず対象 【法人】売上高▲15%以上 ■ 中小企業者：【個人・法人】売上高▲20%以上 </div>
その他	※別途中堅企業向け新型コロナウイルス感染症特別貸付あり（0.5～1.0%・3年間の利子補給あり）

<相談窓口：商工組合中央金庫（和歌山支店 073-432-1281）>

雇用対策

離職者の再就職支援（県制度）

<担当課> 労働政策課（073-441-2790）

新型コロナウイルス感染症の影響下で離職し正社員を目指す人を対象に、企業での研修（職場実習・座学研修）の機会を提供し、終了後、実習先企業での正社員としての安定雇用につなげる。

● 企業雇用型（企業向け補助金）

企業で離職者を雇用した後に研修を実施し、雇入れから3か月以内に正社員としての安定雇用につなげた企業を対象に、研修費用の2分の1を補助

①補助対象企業	②の登録後、自社で求人募集を行って③の対象者を雇用し、④の研修を実施した県内企業（県外本店可） 〈非正規で雇い入れた場合は3か月以内の正社員転換が必要。他にも要件あり〉		
②研修受入企業の登録	県に申込書を提出 （登録要件：労働法令の重大な違反なし、働きやすい職場づくり等）		
③研修の対象者	令和2年1月24日以降に離職した県内在住の求職者 〈他にも要件あり〉		
④研修の内容	対象者の雇入れ日から2か月以内に行われるOJT（職場実習）およびOFF-JT（座学研修）の組合せによる研修であって、指導者の適切な指導の下で延べ160時間以上行われるもの		
⑤補助対象経費	研修対象者・指導者の賃金相当額（基本給のみ）、研修経費（講師料、会場・教材費等）		
⑥離職者の雇入れ期限	正社員として雇い入れる場合		令和4年12月1日
	非正規社員として雇い入れ、雇入れの日から3か月以内に正社員に転換する場合		令和4年11月1日
⑦補助上限・補助率	30万円・1/2	⑧申請期限	令和5年2月28日
⑨求人情報の提供	県労働政策課HPで研修受入企業の求人情報を案内 (https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/)		

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（国制度）

<県相談窓口> 労働政策課（073-441-2790）

雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

令和2年4月1日から令和4年6月30日までの休業等（休業・教育訓練・出向）については、助成率の引き上げ、助成を受けられる対象者も拡充（申請書面の簡素化など、受給要件も緩和）

対象者	休業手当等を支払う事業者
助成率	令和4年3月1日から6月30日まで 「中小企業」4/5 ※解雇等を行わない場合は「中小企業」9/10 ※対象労働者1人1日当たり、9,000円が上限 ※教育訓練を実施したときの加算額：「中小企業」2,400円
申請窓口	和歌山労働局・各ハローワーク

産業雇用安定助成金（国制度）

<県相談窓口>
労働政策課（073-441-2790）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度

助成金の対象となる出向	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、 雇用の維持を図ることを目的に行う出向 ※ 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提														
対象者	① 出向元事業主（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主） ② 出向先事業主（当該労働者を受け入れる事業主）														
助成率・助成額	○ 出向運営経費 出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成 <table border="1" data-bbox="504 927 1868 1184" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っていない場合</td> <td style="text-align: center;">9 / 10</td> <td style="text-align: center;">3 / 4</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行っている場合</td> <td style="text-align: center;">4 / 5</td> <td style="text-align: center;">2 / 3</td> </tr> <tr> <td>上限額（出向元・先の計）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">12,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> ○ 出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受入れるための機器や備品などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成 助成額： 出向元・出向先 各10万円/1人あたり （定額）				中小企業	中小企業以外	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3	上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	
	中小企業	中小企業以外													
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4													
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3													
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日														
申請窓口	和歌山労働局														

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金（国制度）

<県相談窓口>
労働政策課（073-441-2790）

新型コロナウイルス感染症への対応として、妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に対する助成制度

対象者	①～③の全ての条件を満たす事業主 ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備 ② 当該有給休暇制度の内容等を労働者に周知 ③ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得 ※雇用保険被保険者でない方も対象
支給額	1事業場につき1回限り 15万円
申請期限	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで
申請窓口	和歌山労働局

介護離職防止支援コース

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が、育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に対する助成制度

対象者	①②の全ての条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知 ※法定の介護休業・休暇、年次有給休暇とは別の休暇で、所定労働日の20日以上取得できる制度 ②令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得
支給額	取得日数が合計5日以上10日未満 20万円 取得日数が合計10日以上 35万円
申請期限	支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内
申請窓口	和歌山労働局

20

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症への対応として、妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に対する助成制度

対象者	①～③の全ての条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備 ②当該有給休暇制度の内容等を労働者に周知 ③令和2年5月7日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して20日以上取得
支給額	対象労働者（雇用保険被保険者）1人当たり： 28.5万円 ※1事業所当たり 5人まで
申請期限	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで
申請窓口	和歌山労働局

小学校休業等対応助成金（国制度）

<県相談窓口>
労働政策課（073-441-2790）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成制度

対象者	<p>①又は②の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等※に通う子供 ※ 小学校等:小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等 ※ 小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象</p> <p>② 新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校等を休む必要がある子供</p>
支給額	<p>➤ 令和4年1月1日～2月28日までの休暇取得分 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（支給上限：1日あたり11,000円）</p> <p>➤ 令和4年3月1日～6月30日までの休暇取得分 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（支給上限：1日あたり9,000円）</p>
対象	<p>令和3年8月1日～令和4年6月30日の間に取得した有給の休暇 ※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。</p>
申請期限	<p>令和4年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分 令和4年5月31日 令和4年4月1日から同年6月30日までの休暇取得分 令和4年8月31日</p>
申請窓口	和歌山労働局
備考	委託を受けて個人で仕事をする方を対象とした助成制度もありますので、詳細は和歌山労働局にお問い合わせください。

個人向け支援策

住居確保給付金（国制度）

<担当課> 福祉保健総務課（073-441-2473）

給付対象者	離職・廃業後2年以内の方または、休職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
支給上限額	和歌山市（単身） 34,000円/月 、（2人世帯） 41,000円/月 等 和歌山市以外（単身） 32,000円/月 、（2人世帯） 38,000円/月 等
支給期間	原則3か月 （最長9か月） ※ 令和4年8月31日 までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、3か月間の再支給が可能。
申請窓口	市にお住まいの場合は各市福祉事務所（海南市及び紀の川市の場合は市社会福祉協議会） 町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部
受付等	郵送受付も可能ですが、まずは窓口にご相談ください。

生活福祉資金の特例貸付（国制度）

<担当課> 福祉保健総務課（073-441-2472）

内容	【緊急小口資金】 ・対象者：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ・貸付上限額： （学校等の休業、個人事業主等の特例の場合）20万円以内（その他）10万円以内 ・貸付利子・保証人： 無利子・不要
	【総合支援資金（生活支援費）】 ・対象者：収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯 ・貸付上限額： （2人以上）月20万円以内（単身）月15万円以内（貸付期間：原則3か月以内） ・貸付利子・保証人： 無利子・不要
申請受付期間	令和4年8月31日まで
申請窓口	お住まいの市町村の社会福祉協議会
償還免除	償還時に住民税非課税の場合などに対象となります。詳しくは、申請窓口へお問い合わせください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（国制度）

<担当課>
福祉保健総務課（073-441-2473）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給します。

支給対象	<p>基準日（令和3年12月10日）において、住民基本台帳に記録されている方のうち、次の①又は②に該当する世帯</p> <p>※いずれの世帯も住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>①非課税世帯 世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>②家計急変世帯 令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p>
支給額	1世帯あたり 10万円
申請手続き等	<p>①非課税世帯</p> <p>ア 確認書による支給 令和4年6月1日の住民基本台帳に記録された世帯単位で、令和4年度住民税課税状況及び本給付金の支給状況を確認の上、令和3年度非課税分又は家計急変分のいずれの支給も受けていない令和4年度非課税世帯に確認書を送付します。</p> <p>イ 申請による支給 令和3年12月11日以降の転入者を含む世帯及び令和4年度市町村民税が未申告である者を含む世帯については、確認書の送付によらず、申請により支給することを基本とします。</p> <p>②家計急変世帯 申請時点で住民登録のある市町村に「申請」が必要です。</p>
申請期限	令和4年 9月30日 まで（原則）
申請窓口	お住いの市町村窓口

高等職業訓練促進給付金（国制度）

<担当課> 子ども未来課（073-441-2493）

対象者	<p>就職に有利な資格取得のために養成機関に通学などを行っている方のうち、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">① ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）の方② 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある方③ 養成機関において1年以上（※）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 ※令和3年度から令和4年度中に修業を開始する場合に限り、6か月以上④ 仕事又は育児と養成機関への通学の両立が困難である方
対象資格	<p>看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等</p> <p>※ 令和3年度から令和4年度中に修業を開始する場合に限り、6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野の資格や講座（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）も対象</p>
支給期間	養成機関において修業する期間（上限4年）
支給額	<p>月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）</p> <p>※ 修業の最終年限1年間は月額4万円を加算（1年未満の養成カリキュラム（令和3年度から令和4年度中に修業を開始する場合に限る。）については、修業する期間、月額4万円を加算）</p> <p>※ 養成カリキュラム修了後に一時金5万円（住民税課税世帯は2万5千円）を支給</p>
申請窓口	市にお住いの場合は各市福祉事務所 町村にお住いの場合は各振興局健康福祉部

ひとり親家庭住宅支援資金貸付（国制度）

<担当課> 子ども未来課（073-441-2493）

対象者	ひとり親家庭の親であって、次の要件を満たす方 ①原則、児童扶養手当の支給を受けている方 ②母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方 ③和歌山県内にお住まいの方 ④住宅支援資金の貸付を受けた日から1年以内に次のとおり就職又は転職しようとする方 ア 現に就業していない方の場合、就職 イ 現に就業している方の場合、プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職
貸付限度額等	貸付限度額：貸付限度額は家賃の実費額（上限月額4万円） 12か月以内 貸付利子：無利子 返還期間：最大48か月（返還免除又は猶予の制度あり）
返還免除等	①次の要件を満たすと、返還は免除されます。 ・ 現に就業していない方は、貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間就業を継続 ・ 現に就業している方は、貸付を受けた日から1年以内に、母子・父子自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をして、1年間就業を継続 ②次の場合は、貸付金の返還が必要です。 上記①に該当せず、かつ、次のいずれかに該当する場合 ・ 貸付契約が解除されたとき ・ 貸付終了後1年が経過したとき ・ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により対象業務に従事できなくなったとき（返還を猶予もしくは免除できる場合があります。）
申請窓口	市にお住まいの場合は各市福祉事務所 町村にお住まいの場合は各振興局健康福祉部
制度の詳細、 申込書等	和歌山県社会福祉協議会ホームページを参照してください。 https://waken.godaioa.jp/~kenhp/pages/lhp.php?seq_hp=8055 

妊婦への分娩前ウイルス検査（国制度）

<担当課> 健康推進課（073-441-2642）

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、妊婦が自身のみならず、胎児や新生児への健康等について不安を抱えていることから、不安を軽減するため、分娩前に実施するウイルス検査の費用の一部を助成

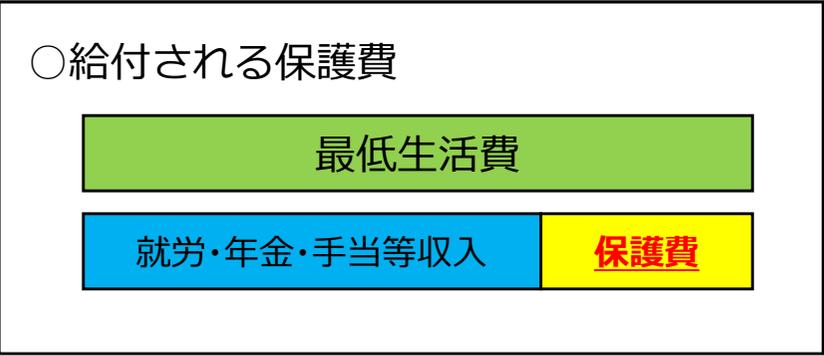
【県内で検査を受ける場合】

対象	妊婦であってウイルス検査を希望しており、所定の要件を満たしている方
対象検査	PCR検査（唾液又は鼻咽頭）
助成内容	検査費用（検査費用以外の費用がかからない場合は窓口負担なく受検可）
受検方法	県内の分娩取扱医療機関又は助産所にお問い合わせください。 申し込みの際には、検査における注意事項について医師から説明を受け、内容に同意の上、所定の様式により医療機関に検査をお申込みください。
実施時期	分娩前（分娩予定日のおおむね2週間以内）
実施期間	令和5年3月31日まで

【県外で検査を受ける場合】

対象	妊婦であってウイルス検査を希望しており、所定の要件を満たしている方
対象検査	PCR検査（唾液又は鼻咽頭）
助成内容	検査費用（上限2万円）
受検方法	申し込みの際には、検査における注意事項について医師から説明を受け、内容に同意の上、所定の様式により医療機関に検査をお申込みください。（助成は1回のみです。費用を負担せず検査を受けられた場合や他の自治体から助成を受けた場合は対象外となります。）
実施時期	分娩前（分娩予定日のおおむね2週間以内）
実施期間	令和5年3月31日まで
受付等	郵送受付も可能ですが、まずは健康推進課にご相談ください。

最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、資産、能力等を活用することを前提に、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。（国民最後のセーフティネット）

給付額等	<p>世帯の人数や年齢等により必要な生活費（最低生活費）が定められており、最低生活費以下の収入である場合に、その不足分を保護費として給付します。</p> <p>※必要な医療や介護についても給付対象となります。</p>	<p>○給付される保護費</p> 
申請窓口	市にお住まいの場合は各市福祉事務所 町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部	

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対する支援制度

<p>給付対象者</p>	<p>休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった①または②の労働者</p> <p>① 令和3年10月1日から令和4年6月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者</p> <p>② 令和3年10月1日から令和4年6月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等</p> <p>※雇用保険被保険者でない方も対象</p>
<p>支給額</p>	<p>休業前の1日当たり平均賃金×80%（上限8,265円）</p>
<p>申請期限</p>	<p>○休業した期間：令和3年10月から令和4年3月まで 【申請期限】令和4年6月30日</p> <p>○休業した期間：令和4年4月から6月まで 【申請期限】令和4年9月30日</p>
<p>申請窓口</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（0120-221-276）</p>

<p>給付対象者</p>	<p>総合支援資金の特例貸付をこれ以上利用できない世帯のうち、以下の要件を満たす生活困窮世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 - ①総合支援資金の再貸付の最終借入月が到来している方 1 - ②総合支援資金の再貸付の申請をしたが、支援金の申請日以前に不決定となった方 1 - ③総合支援資金の再貸付の申請を行うため、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、支援金の申請日以前に再貸付の申請をできなかった方 1 - ④令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方で、かつ、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付をいずれも受けた方で、初回貸付等の最終借入月が到来している方 1 - ⑤令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方で、かつ、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付をいずれも受けている方で、支援金の申請日の属する月が初回貸付等の最終借入月である方 2 収入・資産額が基準額以下の方 3 求職活動を行っている又は生活保護の申請をしている方
<p>支給額等</p>	<p>（単身） 6万円/月、（2人世帯） 8万円/月、（3人世帯以上） 10万円/月</p>
<p>支給期間</p>	<p>3か月（支給が終了した方に対し、3か月間の再支給が可能）</p>
<p>申請窓口</p>	<p>市にお住まいの場合は各市福祉事務所（海南市及び紀の川市の場合は市社会福祉協議会） 町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部</p>
<p>申請受付期間</p>	<p>令和4年 8月31日まで</p>
<p>受付等</p>	<p>収入、資産額の基準額は世帯員数、お住まいの市町村によって異なります。 詳しくは、申請窓口へお問い合わせください。</p>